

**横浜市子ども青少年局会計年度任用職員
(南部児童相談所心理療法業務(金沢区)) 募集要項**

1 応募資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和7年10月までに卒業する見込みの者

2 募集人数

若干名

※採用者数が募集人数に達した場合、翌採用日以降の受付は行いません。

3 勤務条件および報酬

(1) 任用期間

採用日から令和8年3月31日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)

※採用日は「採用スケジュール」参照

(2) 勤務時間等

A 9時~16時、B 11時~18時、C 12時~19時、D 13時~20時、E 14時~21時

(休憩時間:勤務の間に指定する1時間)

(3) 勤務日

土曜日、日曜日を除く週5日勤務(国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く)

(4) 給与

月額230,200円(任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。)

期末・勤勉手当、通勤費用(実費相当額)を別途支給

(5) 休暇

年次休暇等

(6) 社会保険

横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

※その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 業務内容

(1) 一時保護所等入所児童に対する生活面での面接、援助

(2) 行動観察

(3) 心理療法

(4) その他、大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ)

5 勤務場所

横浜市南部児童相談所一時保護所(金沢区内)

※令和8年3月頃に勤務地が鶴見区に変わる可能性があります。

6 応募方法

(1) 書類提出期限 「採用スケジュール」のとおり

(2) 選考方法 申込書類による書類選考の上、面接を実施します。

(3) 申込書類 ア 会計年度任用職員履歴書及び申込書(所定の様式)

イ 作文「志望動機と自己PR」(所定の様式)

ウ 応募資格を有していることを確認できる書類(写し可)

※ア、イの様式については、子ども青少年局ホームページからダウンロードできます。

(郵送をご希望の場合はご連絡ください。)

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報、採用選考においてのみ使用します。

(4) 申込受付 南部児童相談所庶務担当あて上記書類を持参又は郵送。

※持参時の受付は、月曜日~金曜日の午前8時45分~午後5時15分(閉庁日を除く)

7 面接選考

(1) 選考日程 「採用スケジュール」のとおり

(2) 場 所 南部児童相談所（最寄駅：横浜市営地下鉄ブルーライン上永谷駅）

8 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

9 雇入時健康診断

雇入れ時に健康診断を受診していただきます。詳細は、内定された方にお知らせします。

10 その他

本業務は公認心理師試験受験資格取得のための実務経験として認められます。

【問い合わせ】横浜市南部児童相談所 庶務担当 三浦、濱田、門馬

〒233-0013 横浜市港南区丸山台一丁目9番10号 Tel045-349-0122 / FAX045-840-1258